

虐待防止のための指針

1. 施設における虐待の防止に関する基本的考え方

北九州市立総合療育センター職員は、利用者の人権を尊重し、下記の虐待の定義の内容及び関連する不適切な関わり方を一切行いません。また、虐待の発生の防止に努めるとともに、早期発見、早期対応、再発防止について、すべての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して、障害者福祉の増進に努めます。

【虐待の定義】

虐待とは、職員から利用者に対する次のいずれかに該当する行為をいいます。

(1) 身体的虐待

利用者の身体の外傷を生じ、若しくは生じる恐れのある行為を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

(2) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、又は利用者をしてわいせつな行為をさせること。

(3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 放棄・放置

利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、前三項に掲げる行為と同様の行為の放置、利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること。

2. 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

当施設では、虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止委員会」を組成します。なお、虐待防止責任者を所長とし、本委員会の運営責任者は虐待防止委員会委員長とします。

(1) 委員は多職種での構成とします。

- (2) 身体拘束等の適正化に向けての事項について取り組みます。
- (3) 委員会の開催は三月に1回程度とし、その他必要な時、委員長により招集されるものとします。
- (4) 委員会の審議事項等
 - ① 委員会その他施設内の組織に関すること
 - ② 虐待の防止のための指針の整備に関すること
 - ③ 虐待防止のための職員研修の内容に関すること
 - ④ 虐待等の報告体制に関すること
 - ⑤ 市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
 - ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
 - ⑦ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

3. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止を徹底します。
- (2) 研修は、各係、事業体の運営規定に従い行うものとし、新規採用・異動職員には必ず虐待防止のための研修を行い、これらの研修の実施内容等については記録に残すものとします。

4. 虐待又はその疑いが発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。
- (2) また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- (1) 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、発見した職員は係

長や看護師長に報告します。場合によっては他の上席者等に相談します。

- (2) 係長や看護師長は苦情相談窓口を通じての相談や報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行います。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。
- (3) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。
- (4) 市町村へ報告します。
- (5) 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し職員に周知します。
- (6) 施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を合わせて市町村に報告します。
- (7) 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行います。

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者（事務長）は、寄せられた内容について苦情解決責任者（各科長）に報告します。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談します。
- (3) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、最新の注意を払います。
- (4) 対応の流れは、上述の「虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとします。
- (5) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

8. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、当施設のホームページにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とします。

9. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

3に定める研修会のほか、虐待防止・権利擁護に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

附則

この指針は、令和 4年 4月 1日より施行する。